

【公益通報者保護法】



公益通報者保護法は平成18年4月に施行されて10年が経過しました。しかし、企業の内部通報制度が機能せず、大きな不祥事に発展した事例や、通報者が企業から不利益処分を受けた事例など、法律の実効性には疑問も寄せられています。

平成22年6月から開催された消費者委員会「公益通報者保護専門調査会」では制度の運用状況等に関する更なる実態把握の必要性について提言されました。また平成27年6月から開催された消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」では「ワーキンググループ」も設置され、実効性確保に向けた検討が行われました。パブリックコメントの募集も行われましたが、法改正には至っていません。

本年1月より消費者委員会「公益通報者保護専門調査会」が新委員のもとで再開されており、7月に中間整理がまとめられました。年末を目途にとりまとめが行われる予定です。この内容について学習し、あるべき法改正に向けて意見交換します。



【日時】 12月21日（金）13時15分～15時15分

【会場】 主婦会館プラザエフ5階会議室

【参加費】 資料代500円 （会員は無料）

（公開企画です）

【プログラム】

1. 「公益通報者保護専門調査会とりまとめ」の概要説明
消費者庁消費者制度課長廣瀬 健司さん
2. 意見交換

※申込み用紙にお名前、所属、連絡先を記入の上、FaxまたはE-mailでお申し込みください

